

福 議 委 号
平成 2 7 年 3 月 2 日

福島町議会議長 溝 部 幸 基 様

経済福祉常任委員会
委員長 木 村 隆

所管事務調査報告書の提出について

本委員会は、福島町議会定例会 1 2 月会議(平成 2 6 年 1 2 月 1 6 日)において決定した、休会中の所管事務調査を終えたので、会議条例第 1 4 7 条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

調 査 事 件	(9) 今後の介護保険事業の運営等について
調 査 期 間	平成 2 7 年 2 月 1 9 日 (1 日間)
出 席 委 員	委 員 長 木 村 隆 委 員 平 沼 昌 平 委 員 加 藤 雅 行 委 員 花 田 勇 雄 委 員 藤 山 大 委 員 平 野 隆 雄
欠 席 委 員	なし
委員外議員	議員 滝川明子
職務のため 出席した議員	議長 溝 部 幸 基
出席説明員	町 長 佐 藤 卓 也 副 町 長 横 内 俊 悦 保健福祉課長 工 藤 泰 保健福祉課長補佐 佐 藤 和 利 保健福祉課係長 三 上 美 穂 保健福祉課主査 村 上 啓 子
議会事務局職員	議会事務局長 石堂 一志 議会グループ次長 前田 勝広 議会グループ主事 沢田 元気

[委員会意見]

調査事件 9 今後の介護保険事業の運営等について

(平成 27 年 2 月 19 日調査)

現行の第 5 期福島町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画が平成 26 年度で最終年度となることから、平成 27 年度からスタートする第 6 期の福島町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定が必要になります。

当該計画で、介護保険料の算定や、団塊の世代が後期高齢者となる平成 37 年度を見据えた地域包括ケアシステムの構築や費用負担の公平化、北海道財政安定化基金借入金の返済方法、そして関係する条例等の制定、一部改正などの資料が示されたことから、それぞれの内容等を調査したところであり、主な論点及び結果は次のとおりです。

【調査の論点と意見】

1. 介護保険制度改正の内容について

(1) 各種施策を推進するのための人的体制

介護保険制度の改正に伴い、①介護予防・日常生活支援総合事業の実施、②在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援の充実・強化に取り組み、住み慣れた地域で「医療」、「介護」、「予防」、「生活支援」、「住まい」が一体的に提供され生活できる環境（地域包括ケアシステム）の実現を目指すとしています。

これらの施策にしっかりと取り組み実現するためには、担当部署の人的体制を充実する事が必須であると考えます。

意見交換において、現在の職員配置では平成 29 年度の介護予防、日常生活総合支援事業（地域支援事業）を始めとする新たな施策に対応した業務を担うことは非常に厳しい状況にあると感じています。

このよう中で町は、第 4 次福島町定員管理適正化計画において、平成 29 年度に地域支援事業に対応する職員 1 名の採用を予定しています。

当町の高齢化率や現行の地域包括支援センターの活動状況、介護事務現場の状況等を総合的に判断し、早急に人的体制の充実を図り、地域支援各種事業を推進する体制構築を早急に進めていくことが必要と考えます。

なお、上記体制の意見交換の中で、町長より本年度の社会人経験者枠で介護に従事した者を採用内定した旨の説明がありました。しかし委員と説明員（担当課長及び係長）との職員配置に関する意見交換においては、そのような説明は全くなく、町長と担当部署の意思疎通不足を如実に示していることを指摘しておきます。

（２）在宅医療・介護連携の推進、介護予防・認知症施策の推進、生活支援の充実・強化

これらの施策に対する取り組みは、平成 29 年度からの本格実施に向けて進めていきたいとの説明です。

当町の高齢化率 40.83%（H27.1 月末現在）で全国平均の高齢化率 26.0%（H26.10 月末）を大幅に上回っている状況や要介護認定者が増えていく推計からも、まったなしの状況です。まだ 2 年あるなどと悠長な話をし、NPO、ボランティアなどの言葉だけ羅列してもこの施策を強化することにはなりません。少しでも早く具体的な準備を整えていただきたい。そのためには、国の方針等を勘案しながら進めることを原則としつつも、当町の実態（実情・特性）を加味した上で、今までの地域包括センターの在り方をしっかり検証し、積極的に取り組む姿勢や施策の方向性を強く持っていただきたい。その施策の早期推進が、多少とも高齢者（家族）の不安解消につながり、結果として、少しでも介護給付費や保険料の抑制につながるものになると考えます。

２．北海道財政安定化基金（町債）の借入額について

今期計画までの介護事業量予測は、的確ではなく結果として歳入欠陥となり借入することとなった。介護会計の原則としては、次期介護保険料に上積みし積算すべきであるが、急激な保険料の値上げは大きな負担であり厳しく、ここに至る行政の責任も大きい。運営協議会を経て示した第 5 期計画における介護保険料決定等の経緯に照らし、当該借入金の返済を被保険者に負担させることなく、一般会計において負担することは理解します。その上で、負担する財源措置（歳入予算の繰入の減額）の内容を一般町民が理解できるように、わかりやすく示すべきです。

３．介護保険料の積算について

第 5 期計画の介護保険料積算の経緯と実績を検証し、第 6 期計画においては介護保険給付費の伸びを毎年 5%程度と見込み、国の調整交付金（介護報酬の減額改定）を加えて積算したことによる基準月額保険料を 5,300 円とすることは、妥当であると考えます。条例改正後、広報などで町民周知に努めていただきたい。

【まとめ】

目まぐるしく変化する国の介護制度の改正に適確に対応するとともに、当町の高齢化率が 40%に達している現状を思慮し、前述の（１）と（２）の論点意見を精査のうえ、第 6 期福島町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の基本方針等により高齢者が安心して暮らすことのできる生活環境の実現に取り組むことに強く期待します。